

令和 7 年度
長野県住宅審議会（第 1 回）
会 議 録

日 時：令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 2 時から
場 所：長野県庁特別会議室

長野県建設部

令和7年度長野県住宅審議会（第1回）

令和7年7月28日（月）

（建築住宅課 大林企画幹）

それでは定刻より若干早い段階でございますが、ただ今から長野県住宅審議会を開催したいと思います。本日の進行を務めさせていただきます建築住宅課企画幹の大林でございます。本日は、お忙しいところ本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは会議に先立ちまして、建築住宅課長の佐々木よりごあいさつを申し上げます。

（建築住宅課 佐々木課長）

皆様こんにちは。長野県建設部建築住宅課長の佐々木武信でございます。住宅審議会の開催に先立ち一言ごあいさつをさせていただきます。

武者会長様はじめ委員の皆様方におかれましては、公私とも御多忙のところを御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。また日頃より住宅行政をはじめとする県行政の推進のために御尽力を賜り、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、県では令和5年度を初年度といたします「長野県総合5か年計画 しあわせ信州創造プラン3.0」を策定し、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標としてこれからの県づくりに県民の皆様と共に取り組んでいるところでございます。政府が温室効果ガス排出削減の新たな目標として2035年度までに2013年度比で60%削減、2040年度までに73%削減とし、今後の住宅分野におけるゼロカーボンの取り組みについて、さらなる加速化も必要となります。また昨年1月1日の能登半島地震において住宅建築物の耐震化についても加速化する必要があると考えております。

本日は本年度初めての審議会でございますが、「長野県耐震改修促進計画について」や「新築住宅のZEH水準適合義務化及び建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に係る検討状況について」など、次第のとおり3件の報告を予定しております。

皆様からの忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

（建築住宅課 大林企画幹）

本日の審議会は委員の皆様、10名の皆様に御出席いただいております。長野県附属機関条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立していることを御報告させていただきます。

次に、本日の審議会資料について御確認をお願いしたいと思います。本日お手元にお配りしております次第の裏面に資料を書かせていただいておりますが、こちらに記入してあります委員さんの名簿、資料1、2、3、4をお配りさせていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。もし途中で不足等がございましたら事務局へお申し出いただければと思います。

なお、本日はおおむね16時を目途に終了させていただきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、ここからの会議の進行は長野県附属機関条例第6条第1項の規定によりまして武者会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(武者会長)

皆様こんにちは。お暑期中、今日は全員の委員の皆さんに御出席いただいているということとありがとうございます。毎年冬の審議会は信州の厳しい寒さに対応した住宅の在り方を議題とするのですが、今日は逆に非常に暑いということで、どんどん住宅に求めるものがハードルが高くなっている気がするのですが、今日は本当にZEH水準ですとか、そういう環境に関する審議事項がありますので、是非皆さん専門的な見地からいろいろと御意見をいただければと思います。

では早速ですが、いつものことではありますが、審議会の議事録署名委員を御指名させていただきたいと思っています。委員の名簿順にいつもお願いしているのですが、前は田中一興委員さんまでお願いしていたと思いますので、今回は鈴木委員さんと赤沼委員さんのお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、会議事項(1)「長野県耐震改修促進計画について」の説明を事務局からお願いしたいと思います。

(建築住宅課 若林主査)

私は建築住宅課指導審査係の若林と申します。よろしくお願いいたします。私からは、右肩に資料1と書いてあります「長野県耐震改修促進計画について」の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは説明させていただきます。長野県耐震改修促進計画は前回の審議会でも触れさせていただきましたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める計画になっております。そちらの法律第5条ですが、「都道府県は基本方針に基づき当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとする」と定められております。この基本方針は、国交省が定めております建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針というもので、こちらには、耐震化率の目標であったり、地震被害の軽減とかそういったものが書かれております。この耐震改修促進計画ですが、計画の目的としましては、既存建築物の耐震化を促進することにより、今後予想される地震災害に対して県民の生命および財産を守ることを目的といたしまして策定することとなっております。今年度、第Ⅳ期、来年度からの計画を策定することになるのですが、2026年度から2030年度までの5年間という計画になります。

計画がどういう位置付けかということを書き添えて、基本的な位置付けとしましては一番左側が国の計画等になりますが、南海トラフ地震防災対策基本計画というのがありまして、そちらに基づいて耐震改修促進法、基本的な方針等が定められるかたちになっております。それに基づいて県で長野県耐震改修促進計画を策定するというものになりまして、長野県といたしましては、先ほど課長のお話にもあったとおり「総合5か年計画」だとか、あと「住生活基本計画」あとは「地震防災対策強化アクションプラン」等々といった計画を反映させながらこの計画を策定することになります。この計画を策定しま

すと、この計画に基づいて市町村が耐震改修促進計画を定めるということがこの計画の基本的な位置付けになっております。この耐震改修促進計画ですけれども、計画に定める事項が決まっております。最初に「目標」を定めることになっておりまして、それ以降に「施策に関する事項」、「啓発及び知識の普及に関する事項」、「所管行政庁との連携に関する事項」、その他「必要な事項」を記載するかたちになっております。

現在、第Ⅲ期の期間中ですが、今後この第Ⅳ期を考える上で基本的な考え方として検討しているものは「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しの反映」こちらは南海トラフの基本計画の見直し、最近、塩尻市と王滝村が入ったと思いますけれども、そちらのほうを追加したり、あとは能登半島地震の影響を受けまして県のほうで策定した地震防災対策強化アクションプラン、こちらの基本目標である「『地震災害死ゼロ』に挑戦」を踏まえた住宅耐震化の促進。あとは、最近注目されておりますけれども、高齢者世帯が居住する住宅耐震化の促進といったものを第Ⅳ期から追加しようと考えているところになります。

ページをめくっていただきまして、こちらからは現計画の内容になっております。現計画とはどういったものかというものを簡単に説明させていただきたいと思います。今、県のほうではこの第Ⅲ期、2021年度から2025年度までの計画に基づいて耐震化を進めております。こちらの計画の目的は先ほどと同じですが、地震から県民の生命や財産を守ることが目的として、計画期間は3年から7年の5年間というかたちで実施させていただいているものになります。こちらの計画と基本的な考え方としては、北部地震、中部地震、あとは神城断層地震等の教訓を踏まえ、県民の生活基盤である住宅の耐震化を促進することとしております。県と市町村が連携し耐震化の促進に取り組む。あとは、関係団体と連携して取り組むというかたちになっております。こちらの現計画のポイントといたしましては、右図を御覧いただきますと、住宅ですけれども、耐震改修に加えて、建替えや住み替えの促進を図ると共に、アクションプログラムによる取組みを強化し、耐震化を加速することなどをポイントとしてあげさせていただいております。このアクションプログラムというのは、左下のところで※1に書いてあります、住宅の耐震化加速に向けた具体的な行動計画ということで、市町村が策定し、耐震化を進めるものになります。実際にこのアクションプログラムに基づいて、例えば56年以前の住宅の所有者さんにダイレクトメールを送ったり、個別訪問等を実施して耐震化してもらうというのが、こちらのアクションプログラムの取組みになっております。

現計画ですけれども、目標と主な取組みのところを御覧いただきますと、住宅は、R7年度の目標を92%という目標にしておりまして、その92%を達成するために、先ほど説明させていただいたアクションプログラム、あとは住み替え等の耐震化を加速させていくということを入れさせていただいているものになります。実際にアクションプログラム等の市町村の取り組みがありまして、県の具体的な支援策としては市町村が行う耐震診断を支援したり、耐震性能の劣る住宅の耐震改修、建替えの支援を行っております。あと、古民家の外観を生かした耐震補強設計への支援などを行わせていただいております。あと、この住宅の耐震改修をするための環境整備ということで、安価な耐震改修工法等の普及、また、技術者の育成を行い、その技術者の公表を行い住民の方々が耐震改修に取り組みやすいような環境整備を行ってきたところになります。

現計画では、住宅以外に多数の者が利用する建築物の目標を定めておりまして、こちらは概要の一番右側を見ていただきますと多数の者が利用する建築物ということで耐震化率の推移を記載させていただいているものになります。第Ⅲ期、2021年の時点を見ていただきますと全国の多数の者が利用する建築物の耐震化率は89%で、長野県は92.5%で、そこからR 7末で95%を目標として耐震化を進めております。この多数の者が利用する建築物の中で特に大きい物、要緊急安全確認大規模建築物、具体的には、例えばホテルだとかそういった建築物で、階数3以上かつ5,000㎡以上だとか、そういった物の耐震化をまずは完了させ、目標も合わせて掲げさせていただいているものになります。そのほかに、緊急輸送道路沿道建築物だとか公共建築物、その他というかたちでこの第Ⅲ期の計画は取り組んできたところになります。

第Ⅲ期の計画が具体的にどのような結果だったかということ、3ページに記載させていただいております。第Ⅲ期ですけれども、まず住宅ですが、こちらは5年に一回調査が行われる「住宅・土地統計調査」というものの結果に基づいて耐震化率を推計させていただいております。今年6月に、令和5年の長野県の住宅耐震化率を公表させていただきまして、その率は約86%ということで、国より約4ポイント下回っている状況となっております。実際、目標値がR 7の92%ということで、平成30年からR 5年まで耐震化率は3.5ポイントほど上がっているということを踏まえまして、R 7で92%というのは、達成が難しいと考えております。

その下の黒ボツ「長野県の住宅耐震化率の推移」というものが5年ごとの耐震化率の推移を示させていただいております。この赤枠で記載させていただいておりますのがR 5の耐震化率になります。実際、新耐震基準を満たす住宅が80%程度ありまして、まだ耐震性がないと考えられるものが、この赤い11万5千戸あるとというのがR 5年時点推計になります。最近、他の都道府県も耐震化率を公表しておりまして、香川県の86%、新潟県の87%等々となっております。長野県はその中で香川県と同程度の耐震化率になっております。

実際、この5年間、こういった取り組みをしてきたかと言いますと、先ほどの前ページにも記載させていただいたとおり、耐震化を進めるために市町村にアクションプログラムを策定してもらうということで、昨年度末で77市町村のうち71市町村がアクションプログラムを策定している状況になっております。あと、建替え、住替えによる耐震化の加速ということで、建替え、住替えの補助制度の創設状況なのですけれども、県内で34市町村だったのが45市町村で補助制度が出来ているというような現状になっております。

その下を見ていただきますと、第Ⅱ期、第Ⅲ期の補助制度の実績になっておりまして、第Ⅲ期の計画の補助制度を見ていただきますと青い部分が診断ですけれども、能登半島地震前は800程度が平均でしたが、地震後は診断で約2倍、あと改修でも2倍程度、補助の実績は増えているのかなというのが現状の成果になります。ただ、まだ目標を達成するには、診断、改修の戸数はまだ少ないのかなという印象があるかと思います。

ページをめくっていただきまして、4ページのスライドをご覧ください。次は多数の者が利用する建築物の耐震化率を記載させていただいております。R 2時点で92.5%ということで、こちらは今現在、市町村で集計しております。R 7時点での目標を95%としていたのですが、また集計が終わっていないため目標が達成されている、されていないといったことがわかっておりません。

その多数の者が利用する建築物の中で、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を完了させるという目標もありますが、昨年度末時点で残り8棟というかたちで、まだ耐震化が終わっていないというのが今回の結果となります。実際に要緊急安全確認大規模建築物の内訳を見ていただきますと、小学校、病院だとかそういった物は耐震化が終わっていて、ホテル、旅館、そういった建築物の耐震化がなかなか進みづらいというのが課題になっております。

その下は、取組、支援策の成果ということで耐震化の支援の補助制度の創設状況、あとは支援制度の発生状況を記載させていただいております。スライドの右側を見ていただきますと緊急輸送道路沿道建築物ということで、こちらは指定に向けて協議を進めていくということですが、第Ⅲ期間中だと協議を続けている状況となります。あとは、診断補助等によって普及啓発を行いましたというのが、こちらの結果になります。あと県有施設の目標を記載させていただいておりますが、県有施設は施設課で第二期県有施設耐震化整備プログラムを策定し順次耐震化を進めておりまして、最終的には、災害拠点施設等の割増補強と機能強化残り4棟となっております。あと、災害拠点以外の中規模施設等の耐震化5棟完了ということで今回の第Ⅲ期の中で完了しております。下の方に表がありまして、整備プログラム第一期、第二期というかたちで県有施設の耐震化を進めておりまして、第二期が終わり、残り4棟の在り方検討で終わっているというのが県有施設の耐震化の結果となっております。参考までに吊り天井の改修工事写真、あと割増し補強をした木曾合庁の写真がありますのでご覧いただければと思います。

ページをめくっていただきまして、以上の結果を踏まえながら第Ⅳ期の計画を今後検討していくのですが、まず住宅ですけれども、現在は目標2024年、令和7年度までに92%ということで目標を定めてはいるのですが、今回の令和5年度の住宅の耐震化率86%ということ踏まえると達成は難しいということで、今後、住宅の耐震化率を何%にしていくかということを検討していくことになります。また国も令和5年度90%という数値を公表しておりまして、国のほうの基本方針、強靱化計画になるのですけれども、そちらでは目標を先送りしている状況となっております。

あと、第Ⅳ期計画で検討しなければいけないこととして、旧耐震基準のあとにできた2000年基準問題というのがありまして、こちらのほうの基準で建築された木造住宅の耐震化の目標をどうするかといったことを検討する必要があるのかなと考えているところです。国でもいろいろな動きがありまして、新耐震基準以降の木造住宅の耐震性能検証の普及啓発を行っていくというのが定められております。あと、長野県独自の問題といたしまして、能登半島地震でも明確になったのですけれども、中山間地域の町村部、特に耐震化率の低い地域における耐震化をどうしていくかといったことが住宅の検討課題として挙げられるかなと考えているところです。

施策に係る事項として、耐震改修と併せた提案ということで省エネ改修・バリアフリー改修と併せた制度拡充。所有者負担を減らす工夫。例えばリバースモーゲージ型住宅ローンの普及・啓発であったり、申請者がお金を最初に用意しないでもいいように代理受領制度の活用促進。あとは所有者の負担を減らすために低コスト工法の普及啓発だとか、そういったことを今後検討していく必要があるかなと考えているところです。その他としまして、古民家等の継承したい建築物の対策だとか、新耐震基準以降の木造住宅の対策をどう

していくかということを経今後検討していくというかたちになるかなと考えているところです。多数の者が利用する建築物に関しても同様に、目標値の設定だとか、県の各種計画等で定められている子供たちが利用する施設の耐震化の目標の検討が必要となります。

今回、審議会に御意見をお伺いしたいのは、今後検討したほうがいい事項などがあれば御助言をいただければ幸いと考えているところです。特に住宅のところとなります。なかなか耐震化が進みづらいというところがありまして、是非この場で御意見をいただければと考えているところです。

6 ページなのですが、今年度の第Ⅳ期の計画について策定までのスケジュールを記載させていただいております。この第Ⅳ期計画ですが、策定予定2026年の3月ということで今年度末を目指して策定する予定でおります。策定までの間に住民の方、市町村、県関係機関と調整を行って、あとは外部機関、専門家の方の意見を反映しながら、本計画を策定する予定でおります。

下が、その具体的なスケジュールになっておりまして、現状、住宅の耐震化率が86%ということで集計ができましたので、続いて多数の者が利用する建築物の集計などを行っているところです。こちらの集計結果が出ましたら、その結果を取りまとめて概要、本文作成、目標値の設定等々をしながら、住民、市町村、関係機関あとは外部の関係機関の意見を反映しながら計画を策定していきます。以上をもちまして私からの説明を終了とさせていただきます。

(武者会長)

御説明ありがとうございます。耐震化の促進ということで、特に住宅の耐震化の数値を上げていくにはどうしたらいいかというようなことも話がありましたけれども、いかがでしょうか。いろいろな耐震化の率を上げるというのは設計、施工から福祉といったいろいろなケースの方がいると思いますけれども。いかがでしょうか。はい、江口委員さん。

(江口委員)

是非、福祉のほうの方々とこれは共同しなくてはいけないなと思ったのが何かと言うと、施主さんがお子さんと、地元になくて親の家をやってくれというお話があるのですけれども、やったときにその親の方がちょっと認知があったりして、家を片付けなくてはいけないんですね。片付けのときに自分の物をどこにやったかを忘れて、結局、入った人間が盗んだと。こういう話に、結構私どもが言われたものですから、その辺は何かいい方法がないか。うちもそんなふうにやりたくないなと。何を言われるか分からないというふうになるので、そういったもの何か。お子さんのほうに連絡をとってわざわざ東京から来てもらって親をなだめてもらったのですけれども、何回か私も後で電話をしたりそういうことがあるものですから、何かいい方法ってないのかなと思ったものですから。

(武者会長)

今、江口委員さんがおっしゃられたことは非常に重要で、というのはやはり長野県の率を上げていくには、ここにも書いてありますけれど、中山間地域って今耐震化率が低いわけですね。そういうところをどういうふうにやっていくかというのは今たぶんおっしゃ

ってた問題でかなり重要な点になると思うのですが、これは今ちょうど福祉ということで、もし鈴木委員さん何かこの辺で御意見があれば伺いたいのですがどうでしょうか。

(鈴木委員)

そうですね。やはり耐震ということで、今後、その耐震の関係をやらなければいけないとなったときに、その家の方がやはり認知になっていたりとかということですよね。でもこれが地域でもってその方が把握していて、そこに地域包括ケアですよね。担当の方が入ったりとか、ケアマネが入ったりしていけば、やはりそういうところも入れながら一緒にやっていくというのも一つの手だと思いますし、でもそこまでいっていないという方がたぶん困るんですよね。そこまでいっていればたぶん民生委員さんのところにも入っているんで、まずここのお宅をやるのでということで一緒に話をしてもらうとかあると思うのですけれども、たぶんそこまでいっていない、分からない。本当にアルツハイマーだったら初期のまだ分からない程度の方であれば、そこまで医師のほうでも手を差し伸べてないという方もいると思うのですよね。なので、そういうときはその地域包括ケアですよね。その担当者にちょっとお声をかけてもらって、どうしたらいいかを相談するというのも一つの手ではないかなと思います。最初に関わったときに、こういうふうにやりたいのだけれども、ちょっと分かってくれないけど大丈夫かななんて言ってね。そういうところまでやってくれるかどうかというのがまだちょっと分からないですね。地域によっては、そこまで見てくださる。それはということで少し話をしてみようかと地域の方もいるのではないかなと思いますけれども、全体的にそういう面でも、その地域でフォローをしていくというような体制を少し整えておいたほうがまだやりやすいのではないかなと思います。

(武者会長)

はい、ありがとうございます。これは今この資料には少なくとも、そういう福祉との連携というような文言はないことでして、その辺はおそらく重要なポイントになるのだと思いますよね。ちょっとこの辺について少し加筆いただければと思います。

ほかにどうでしょうか。違うことについてでも。先に板谷委員さん。

(板谷委員)

質問なのですけれども、長野の耐震化率がこれだけ全国と比べて低い原因については何か分析されているのでしょうか。というのは耐震化率が低いの中には何か理由があるわけで、お金の問題だけではないのではないかなという気がするのですけれども、そこを分析しないと今、福祉の話が出ましたけれども、その原因をちょっと突き止めないとなかなか上がらないのではないのかと思うんです。

(武者会長)

はい、では事務局からその辺をもしあればですが。

(建築住宅課 佐々木課長)

御質問ありがとうございます。長野県の耐震化が進んでいない一番の原因は、今お話いただきました、お金がかかるということが問題になっていて、そのお金がかかることについても、その家を後続的に使っていただく方が、後継者がいればお金をかける価値があると思うのですが、やはり高齢化が進んで高齢者世帯だけで住んでいる住宅について、特に後に住む方もいないのが現状で、お金をかけるということを決めるという、そういう状況が進んでいないということも一つあると思います。

(武委会長)

ありがとうございます。これはそうすると、例えば市町村で見ると空き家率とか高齢化率ってかなり耐震化率と連動しているんだということが考えられますか。

(建築住宅課 佐々木課長)

おっしゃるとおりで、そういったものとも連動していると考えております。

(武委会長)

今の板谷委員さんの御指摘はまさに分析すると中山間地域、この辺が重点的な家になるということですね。板谷委員さんよろしいですか。ありがとうございます。ちなみに関連して、耐震化率の計算に分母には空き家は入っていないですね？

(建築住宅課 佐々木課長)

はい、空き家は含めておりません。

(武委会長)

この辺りはそうですね、よく考えるとですね。はい、分かりました。次、辻井委員さん。

(辻井委員)

私は実際に自分が依頼をいただいていた中で補助金を使った耐震化をできなかった、できなかったというか断念せざるを得なかった物件でのお話になるのですが、一つは、市町村によりますが、この耐震の補助金をもらうためには耐震診断を一番最初に受けなくてはならないのですが、この耐震診断を申し込んで、数カ月以内とか1カ月くらいで耐震診断をしてくださる市町村と、年に1回まとめて、この時期にしかやってませんという市町村がありまして、たまたまちょうど過ぎたばかりだったから、あと1年待たないと耐震診断を受けられない。つまりその次の年度じゃないと耐震改修の物が出せないということで諦めた経緯がありました。元々ほかの改修も含めての話だったので、どうせここまでやるのでしたら耐震も一緒にやりませんかを持ち掛けまして、お客さまから耐震改修をしたいと言ってきた物件ではなく、私からちょっとここもこの補助金があれば直せますよという話をしたのにも関わらず、そんなに待てないからいいというお断りをさせてしまって、結局、予算の事も最低限の補強はしましたが補助金の申請までは生かせなかったというものがありましたというのが一つ。

あともう一つは、補助金によくあるのですけれども年度またぎの物件の扱いが難しく、依頼があつて動く中で、うまく年度内に工期が収まらないときがやはり多く、こういったときの処理の簡略化も検討していただくと、耐震化増加の後押しになるのではないかと思います。このような理由が今までに足かせになってしまつてこの制度を使えず耐震化の成果として出せなかったというのがあります。

あとは、これだけ長い間継続して耐震改修の補助制度を推進していただいているので御興味のある方というのは大体やってきてしまつていらっしゃる方が割と多いです。まだ未改修の方というのは何かの決断がないかぎり、もう自分たちが住むだけだからそんなにお金をかけても、つぶれたらそのときはそのときよ、みたいな方がとても多くて、特に御高齢の方は。お子さんたちが家を建てるときに、ふとご両親のお家の話も出て、住み替え、建て替えみたいなところも一緒に合わせて考えない？という話から、そちらもさせていただくケースは多いものの、高齢者のお家だけだと私たちはもうそこまでする必要がないと言われることが多い。それよりも逆に耐震どうのこうのよりも、例えば雨漏りが気になるとか、そっちのほうがよく直したいし、お金をかけたいみたいな話で。また、もともと既存不適格な物件が多いので、そちらの改修をしていくとになると、やはりある程度の金額がかかってしまうというケースも散見されるので、既存不適格のときの大規模な改修を含めた耐震改修の扱いとか、あとはまずはお子さんたちの若い世帯が家を建てたいときに、御両親向けのパンフレットを配るとか、御両親にお子さん方から働き掛けていただくことで御両親世帯の耐震につながったケースもありますので、ちょっとそんなことが気になっております。以上でございます。

(武者会長)

はい、いろいろな御意見をいただきました。一つはまず、耐震診断の手続き的なところですね。これが改善可能かどうかというところとですね。それから後半の話は、高齢世帯に対して、どういうふうなきっかけ、動機付けを作るかというところが、これもやはりこの意見はかなり耐震化を上げるポイントだと思うのですけれども、事務局的には現時点で何かお答えできることはありますか。

(建築住宅課 佐々木課長)

御意見ありがとうございます。最初の手続きの関係でございます。市町村の予算の関係とか募集の仕方、そういったことで改修をしようと思った時期を逃してしまつていけるケースがあるという話だと思うのですが、市町村が基本的に国庫補助等も受け入れて補助をしていただいているという状況でございます。そういった中で市町村の皆さんが、そういったこともあるかと思ひますので、今日御意見をいただきましたので、今後、県の耐震改修促進計画の見直しに合わせて、市町村計画の見直しをしていただくということになっていくかと思ひますので、そういった中で市町村と協議していきたいと思ひます。それから年度をまたいで、予算年度で工事が完了しないというような状況もあるかと思ひますが、これにつきましては、現状の補助制度は単年事業ということでやらせていただいておりますが、年度をまたぐ工事への対応も研究をしていかなければと思ひますので、計画の見直しと合わせて検討できればと思ひます。

それから、なかなか耐震化が進まない中で同じアプローチの仕方をしていても難しいことであろうかと思いますが、能登半島地震を受けまして、昨年度から効果的、一元的にあらゆる媒体を使った情報発信ということを行わせていただいております、これにつきましては、特に高齢者世帯の方々にお話をしていくということだけではなくて、例えばですが、お盆の時期とか、正月、お子さんとかお孫さんが帰省したタイミングを狙って集中的に広報をするようなことを始めております、本年度も同様に診断、改修に結び付けるようなPRを行うことも考えているところです。PRの方法につきましては、これまでの取組の検証をしまして、次期計画にどのように落とし込んでいくかということについては引き続き検討をさせてもらいたいと思っております。以上でございます。

(武者会長)

ありがとうございます。辻井委員さんよろしいですか。はい。後半の話は空き家問題と結構アプローチが共通しているのも多いと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この話は先ほどから皆様お金の話ということがあったので、もし税理士の田中委員さん、この点で何かお気づきのところはありますか？どこか。とりあえずよろしいですか。はい、分かりました。では、この件についてほかの委員さん。はい、江口委員さん。

(江口委員)

来年度の第Ⅳ期のところで是非入れていただきたいのが、今、私は自分も市民だと思っておりますけれども、要は、都市計画区域外、先ほどの話にもあった中山間ですけれども、それから確認申請を取らずに今までやってきたものですから、その耐震改修みたいなものの話で、あまりにも家が大きくてとてもお金がかかるんです。だからこれも耐震改修と省エネを進める補助金を考えてくれと。これは今、県では出ていないとは思ひのですけれども、こういったことに関しても、どうしたらいいか、あとは大きいから減築にするとかね、そういったことも考えていただきたいということと、それが、そこで出てくるのが十何年前のときに我々のところに来る恐らく皆さん来ればこれは3階建てでしょというふうに言われる建物。これが要は3階建てになっちゃうので我々も確認申請が必要だけれども確認申請が取れない。耐震改修の申請も取れないというような状況。こういったものを何か特例みたいなことを考えていただかないと中山間についての耐震が進んでいかないということと。

もう一つは、まだ県民の方々に知れ渡っていないのではないかなと思ひて。耐震改修はして、倒壊はいかないけれども圧死はしないけれども、というふうになるわけですよ。けれども梁が下だけなものですから、我々のところも昔の家が多いものですから雪がそのまま下に来たら、もう雪で圧死しちゃうんですよ、地震が起きたら。そういったところに関しても耐震改修と共に一緒になって考えていかないと、圧死という部分も、捉え方について言えば、そういうことも考えていただければ今後の案として、ありがたいと思ひます。

(武者会長)

かなり、現場の実態に即した御意見だったと思うのですが、何かこの点事務局のほうでございますか。

(建築住宅課 佐々木課長)

本日の資料の5ページを御覧いただければと思うのですが、最初の御質問と関係がございます。5ページの右下に、その他という「命を守るための方策等」という記載をしておりますが、第Ⅳ期の計画の中では今お話をいただきました減災化という視点の追加ということで耐震シェルターとか防災ベッド、そういったものの導入についても記載をしていくことも検討させていただきたいと思っております。助成制度とセットというわけではないのですが、命を守る選択肢として記載していくことを検討させていただきたいと思います。

それから雪国の住宅のお話をいただきました。地域性等について、しっかり御意見をいただきましたこともあり、今後も教えていただきながら計画のほうに反映させていただくことを考えていきます。建築基準法で決まっている内容を長野県が独自に許可の対象に変えるということはなかなか難しいところもあるかと思いますが、これまでの経過もあるかと思しますので、実態をまず把握させていただくことも進めさせていただきたいと思しますので、お世話になりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

(武者会長)

はい、よろしくお願いします。これから恐らく、先ほど辻井委員さんもおっしゃっていましたが、やる人はもうやってきていると思うので、これからは耐震化率は伸び悩むと思うのですよね。それに対してどう対応するかというのが今日いただいた意見の中にかなりヒントがあるかと思しますので是非よろしくをお願いしたいと思います。では、この辺で次の議題にいきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

会議事項の2番目ですね「新築住宅のZ E H水準（現行誘導基準）の適合義務化及び建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に係る検討状況について」ということで御説明をお願いします。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

環境部ゼロカーボン推進課長の平林と申します。立場上、幹事でもあるのですが、この事案につきましては長野県地球温暖化対策条例の改正に関わる環境部所管の情報があり、また環境部と建設部で連携して検討を進めておりますので、私から説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

資料2をお願いいたします。資料2の2ページ目になります。現在、Z E H水準適合義務化ですとか再エネの義務化につきましては、環境審議会の下に専門委員会が作られまして専門委員会で検討していたという経過があります。資料2ページの2月3日に第3回専門委員会の欄に条例改正案のたたき台についてというのがありまして、この改正案のたたき台をこの住宅審議会でも2月4日に条例改正案のたたき台を説明させていただいたという経過があります。6月4日に第4回専門委員会を開催し、このたたき台をベースに議論を深めたものを専門委員会として取りまとめました。これで決定ということではなくて、

その下、8月1日、来月ですが環境審議会に専門委員会から検討結果を報告し、これを取りまとめたときにはこの場で説明させていただき、環境審議会から答申をいただく手順となっています。そして長野県の案として、もう一度作った後に説明会ですとかパブリックコメントを行い、条例改正に至るといような経過になっておりますので、あくまでもまだ途中経過のものということの認識でお願いいたします。

資料3ページをお願いします。専門委員会ではどんな意見が出ているかと言いますと、例えば上から2段目の憲法・法律の欄ですと、再エネ設備導入についてはたたき台で示された義務の対象や水準は法的な基準を満たしているのでしょうかというところです。その下、支援策ですね。再エネ設備の導入検討に係る設計者からの説明義務については、説明内容をまとめたガイドラインの作成や設計者への講習会等を実施してほしいというような話が出たところです。

5ページ目をお願いいたします。これを環境審議会に経過報告を行った際、環境審議会の委員さんからの御意見です。5ページ目。全体的には異論はないという方向でしたが、こういった建物性能を上げたりですとか再生可能エネルギー設備設置に伴って、一番上の全般のところですね、人手不足ですとかそういった条件により工事が遅延してしまわないかという懸念ですとか、義務の水準のところで、特に再エネの部分というのは法律がベースにあるわけではないので、あくまでも条例でやっていくという話ですので、再生可能エネルギー設備の設置義務化について大きな反発を受けるのではないのでしょうかというような懸念、御心配の声を聞いたところでございます。右側の対応の方向性というのは、その時点で事務局として対応の方向性を整理させていただいたものでございます。

そのあと、6ページ以降になります。関係団体ですとか市町村に並行して2月17日から3月21日の間に、専門委員会の検討の過程ではありますがたたき台をベースに御意見をいただくものです。この御意見を聞いたものをまとめたのが7ページ以降でございまして、これを専門委員会の委員さんにお示しをして取りまとめたという計画になります。意見聴取の主な概要について、分担して説明させていただきます。

(建築住宅課 山田主査)

「関係団体等に対する意見照会の実施結果について」照会事項「1 国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅の適合義務基準強化」に関する御意見について、主な意見および今後の対応の方向性を建築住宅課より説明させていただきます。

7ページでは、国の適合義務基準強化を前倒し現行誘導基準を義務化することについて広く御意見をいただきました。大きく分類いたしまして、全般、支援策、義務化の必要性、制度周知、意見なし、その他がありまして意見総数が多い順に並べてございます。

全般では、2050年までは残り25年しか残っておらず、国の適合基準を待つことは賢明ではない。長野県が率先して適合義務基準強化を前倒しすることは非常に有意義である。といった義務基準強化を後押しするような御意見がある一方で、支援策に関する御意見にありますように、費用対効果を踏まえた上で建築主への補助金などの必要性や中小工務店の技術面を懸念する御意見をいただいているところでございます。

対応の方向性といたしましては、建築主に対しましては誘導基準以上を引き上げるためのイニシャルコストが光熱費の削減等によりきちんと回収できる点などの費用対効果を十

分に周知するとともに、今後も国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していけるように進めるとともに、中小工務店をはじめとする事業者に対しましては、関係団体等とともに連携いたしまして県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を継続的に実施していきたいと考えております。

義務化の必要性や制度の周知に関しましては、国よりも長野県が基準強化を2年前倒しする意図や理由が周知されておらず県民に理解を求める必要があるといった御意見をいただいております。県としましては、2050ゼロカーボンの実現へ向け建築物は建築後長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及が必要だと考えておりまして、県民に理解が得られるよう様々な場でその必要性やメリットの説明を丁寧に実施し、少しでも前倒して適合義務基準の強化を検討していきたいと考えているところでございます。

その他の意見としまして、国の適合義務基準強化案の内容の確実性などに対する御意見をいただきましたが、県としましても引き続き国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施してまいりたいと思っております。

続きまして8ページを御覧ください。8ページは現行誘導基準を義務化する時期に対する御意見をいただきました。分類としましては、適切、時期が早い、時期が遅い、意見なしを含むその他がありまして、こちらにも意見が多い順に並べてございます。適切あるいは時期が遅いといった後押しをいただくような御意見が多くありましたが、一方で、昨今の物価上昇下において、なぜこのタイミングで負担が大きい義務化を前倒しするのか疑問視するような御意見や経済動向等を踏まえた検討が必要だといった御意見をいただいているところでございます。昨今の物価上昇に伴う建設コストの上昇を踏まえますと、御懸念をいただいた内容をもっともだと思しますので、県民に対しまして義務化の必要性の説明だけではなく、先ほど説明いたしましたイニシャルコストに対する費用対効果や健康面でのメリットなども踏まえて分かりやすく丁寧に説明を行っていき、イニシャルだけではなくランニングを含めたトータルコストで御検討をいただけるように周知を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御意見において、地域区分に地域に対する適用除外を求める御意見をいただいておりますが、県としましてはゼロカーボンに向けては地域を限定せずに長野県全地域において高性能な住宅を早期に普及させる必要があると考えているため、地域区分ごとに義務基準強化の時期を分けるといったことは考えてはおりません。

次に9ページを御覧ください。9ページは義務化にあたって必要な支援策および誘導策に対する御意見をいただいております。補助金や助成金のような費用的支援や作り手側の技術力向上に資する研修やサポートなどといった技術的な支援、そして制度周知に関しましては、先ほど7ページで御説明した内容と重複しますので割愛させていただきますが、費用的支援に記載がある金利優遇策などといった支援策の可能性などにつきましては、環境部と連携し、金融機関と勉強会等を開催するなど実現の可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、その他の御意見にありますように、補助金等に関しましては、すでにZEH水準を選択した県民との不公平感に配慮し過度なものにならないようにすることを求めるといった御意見をいただいているところもありますので、今後の支援の内容等の検討の際に参

考にさせていただきたいと思っております。

次に10ページを御覧ください。誘導基準適合義務化に関しまして最後の照会内容になります。その他ということで自由に御意見を求めたところ、一番下段の意見になりますが、今般の建築基準法の改正及び省エネ基準の適合義務化によって、建築確認申請において新3号以外の省エネ性能の審査が必須となり、必要となる書類の作成や計算、審査等により、着工までに時間がかかってしまうことへの影響を懸念する御意見がありました。省エネ基準と同様、省エネ計算だけではなく仕様基準を採用することも可能であり、それにより設計審査に係る時間を短縮できることも合わせて周知を図りたいと思っております。建築住宅課からは以上になります。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

続きましては11ページです。これはたたき台についての延床面積300㎡以上の新築建築物に対しては再エネの義務化という関係で示させていただいたところで、意見としては、全般のところでは、基本的には賛同しますが共用部での電力消費が少ない又は賃貸住宅の場合、発電電力をどう消費するかというような課題があります。こういった面ではFITを使えるところでは投資回収シミュレーションで投資回収可能でずとか、初期投資を要しないオフサイトPPAの対応が可能と発電設置事業者から聞いておりますので、そういった部分の対応は可能ではないかですとか。3行目です。義務の対象外、多雪地域や狭小地など設置が難しいケースに対する柔軟な対応が必要ではないかということで、もちろん多雪地域ですとか日照条件が不利な場合には義務対象外にするとか緩和するというようなことが必要であると考えておるところです。

支援策として下から3行目になります。建築主の経済的負担が大きくなるため何らかの支援が必要ではないかということですが、また後で説明しますが、300㎡未満の建築物は義務化からは外しておりますので、例えば若い御夫婦が家を建てますとかいうときには、そこは義務化の対象にはなっていませんということですとか。今、太陽光発電が初期費用ゼロ円モデルもありますので、そういった活用も考えられるのではないかと考えているところです。

飛びまして13ページをお願いします。新築建築物の設計者に対する建築主への再エネ設備の導入検討に係る説明義務化については、一番上、全般のところでは説明のタイミングですとか記録を残すとか、県等への報告義務については明確に方針を示してほしいですとか。導入検討にかかる必要な情報説明義務など設計者の負担が大きいのと思われるということですとか、これはシステムについてはまたしっかりと検討をしていきますし、これでルールが決まれば。あと2050年ゼロカーボン、持続可能な建築物の推進については、説明義務について消費者としっかり意見交換をした上で家を建てられるということが必要不可欠なのではないかと考えているところがございます。あと、制度周知につきましては、消費者へどれだけ周知できるかというところを御意見いただいたところです。

14ページをお願いいたします。経済的支援の話がどうしてもいろいろな分野で出てきますので、こういった部分、補助金を考えるのかゼロ円モデルの普及をやるのか、金融機関等との連携での融資を利用していくようなことができるかというのは、県としてもしっかり考えていくようなことだと思います。

あと15ページまでが市町村ですとか関係団体からの意見です。これを踏まえまして16ページと17ページ、18ページが専門委員会において取りまとめた案というかたちになりますので、これを持って専門委員会から環境審議会の本部会で設定をして報告するというかたちになりますので、その取りまとめ案について御説明させていただきます。

(建築住宅課 山田主査)

条例改正案の省エネ適合義務基準強化につきまして説明させていただきます。16ページを御覧ください。建築物の脱炭素につきまして、令和7年4月からすべての新築住宅につきまして建築物省エネ法に基づく現行省エネ基準への適合が義務付けられましたが、この適合義務基準につきまして、国では遅くとも2030年までに同法に基づく現行の誘導基準でありますZ E H水準への適合率が8割を超えた時点で適合義務基準をZ E H水準へ引き上げることとしております。2050ゼロカーボンに向けまして、建築物は建築後に長期期間にわたって使用されることから早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図るため、当県では全国に先駆けまして適合義務基準を現行誘導基準に引き上げようとする内容でございます。義務の対象につきましては、すべての新築住宅を対象といたします。ここでいう住宅には、一戸建ての住宅のほか、共同住宅や寄宿舍等も含めます。また複合建築物の住宅部分で新築に関わるものも対象となります。次に義務化の水準は、建築物省エネ法第30条第1項に規定します建築物エネルギー消費性能誘導基準である強化外皮基準およびB E Iが0.8以下とします。義務化の時期につきましては、今年度中の条例改正を目途にその後2年程度の周知期間を経て施行を目指していくことになります。最後に、説明義務の拡大ということで、現在、長野県地球温暖化対策条例では設計者に課されている環境負荷の低減検討に関する説明義務の対象範囲は300㎡未満の住宅に限定されておりますが、2050ゼロカーボンの実現に向けてより高性能な住宅への誘導や住宅だけではなく非住宅についても省エネ性能の高いものへの誘導をするため、計10㎡を超えるすべての建築物を対象を拡大することを検討しております。これによりまして、後ほど説明がありますが、再エネ設備の説明義務の対象と整合性が図られます。国のZ E H水準適合義務付けに先駆けた新築住宅の適合義務基準強化についての説明は以上になります。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

続きまして、17ページをお願いいたします。再エネ設備の設置に関わる義務化についてでございます。再エネの生産量を拡大のため一定規模以上の建築物の新築の際には再エネ設備の導入を義務付けるということで今検討を進めているところでございます。下の表で10㎡超から300㎡未満までと300㎡以上の太い線がありまして、延床面積300㎡以上の新築建築物はこれは義務化をしていきたいというものでございます。義務化の内容になりますが、建築主さんのほうに導入義務が課せられるということで、これは延床面積に応じたかたちで再エネの設備を増やしていく。これはM J という熱量で表示させていただいておりますが、太陽光発電をベースにその熱換算もできますので、熱量の部分も対象にしていくと考えているところでございます。義務の対象外としては、法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合ですとか、知事が導入困難で特例を認められる場合ということで多雪地域などは対象外にして認められるものでございます。ただ、合わせまして、長

野県は「雪国太陽光設置モデル」を推進していきまして、江口委員はよくご存じだと思いますが、これは施策でやっているものですが、雪国ではなく多雪地帯であっても太陽光のパネルの角度を60度以上に保ったかたちで設置ができる縦型のパネルの推奨というのを今やっています、今年補助金を出してやっていますので、こういった部分も並行してやっているというふうに考えております。あと、300㎡未満については、これは義務の対象にはしていかないというかたちになりますけれども、もう一つ、再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務というものを設置させたものの義務化を新しくやっていきたいと思っております。これは、設計者の側に皆さんにやっていただくということで、再エネ設備を導入した場合にどういった効果があるかという部分を施主さんにしっかり説明していただきたいと考えているところです。

18ページをお願いしたいと思います。18ページ、現行ですと、ここの設計者の説明義務というのは上の表の赤いところです。説明義務が付いているのは住宅だけで、建築主から環境への負荷の低減または再エネ設備の導入の検討を求められたときは、この検討を行い、その内容を説明しなければならないというところで限定的に義務化されていたのですが、下の改正案は、住宅、非住宅問わずすべての局面でこの説明義務というものを設けさせていただきたいと考えております。実は消費者の皆さんが、消費者団体の御意見で消費者にちゃんとした説明をしっかりとしてほしいという御意見がありました。その中で、消費者がそれは選択していきますよというような話をいただいたものでして、これを入れていきたいと考えております。

17ページに戻っていただきたいと思います。条例改正の時期は、現時点では2025年度中に条例を改正し1年程度の周知期間を経て施行したいと考えているところでございます。資料の19ページは、これは16、17、18ページの概要になりまして、これは環境審議会にこういったかたちで報告をするという内容になっております。説明は以上になります。

(武委会長)

それでは、かなり幅広い説明をいただきましたが、これは特に恐らく本件も含めて建築、建設業界かなり幅広い影響があるものですから、少し皆さんから意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。江口委員さんお願いします。

(江口委員)

17ページ、18ページで前から思っていたのですが、私たちがやるのだけでも、住宅の部分だけ省エネのあれでやっているのですが、全部含むのか例えば物置も含むのか何か区別というものができないのかなと区別していただければありがたい。

(武委会長)

はい、今のことは非住宅のところの扱いなのですが、何か事務局のほうで、この点今わかりますか。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

これは再エネの義務化のところにつきましては、建築物全般なので住宅、非住宅は問わずということなので、今、江口委員さんのお話は建物性能に関するご質問ということでしょうか。

(江口委員)

そうです。だから住宅って面積でいつも区切っているのですけれども、新築住宅で併用住宅というものがあるものですから、その辺の住宅部分だけをやればいいのかどうか。

(建築住宅課 佐々木課長)

御質問ありがとうございます。併用住宅の住宅部分についてもZEH水準の義務化ということになります。

(江口委員)

それでやっているのですけれども、義務化になったじゃないですか今度。義務化になったときにただ面積を書いてあるだけでは何か。どの部分、非住宅の部分、もう300㎡以上と我々の住宅も入ってきたときに併用住宅のときのこういう用途の所は別だよとか、いいんだよというお話じゃないと、今のやつでいくと10㎡以上のところに住んだらなりますというような話を書いてあるから、今後。

(建築住宅課 佐々木課長)

すみません。今のお話は住宅の省エネ性能強化の部分ということでよろしいですか？

(江口委員)

はい。

(建築住宅課 佐々木課長)

そうですね、住宅につきましては基本すべてが対象になるということになりますので、説明義務のところには、それですべての建築物に採用となっていますが、ZEH水準での義務化をする部分というのは新築の住宅の部分はすべてになるかと思います。

(江口委員)

だから、いいんですよね？私の解釈は。物置の部分なんかは関係なしでいいわけですよね？じゃなくて？

(建築住宅課 佐々木課長)

物置というのは同一棟の？別棟の物置？

(江口委員)

別棟ではなくて同一棟の併用で、物置になるのが併用して作っているケースって結構あ

るものですから、それは別で考えていいのでしょうかということ。

(建築住宅課 佐々木課長)

住宅用の物置ではないのですよね？

(江口委員)

住宅用の物置ということになりますけれども。

(建築住宅課 佐々木課長)

住宅用の物置ということになりますと、今年の4月1日から省エネ基準の適合義務化とありますが、その基準が適用される建物についての解釈は同じということになっていくと思いますので、外部からのみ使うような物置で一部除外されているものは除いて、内部からしか使えないようなものは基本的に義務の対象になるということになっております。

(江口委員)

はい。

(武者会長)

そういう適用なんだということですね。よろしいですか。はい。

ほかはいかがでしょうか。板谷委員さん。

(板谷委員)

1点質問なのですが、グレーのところで申し訳ないのですが、義務に違反した場合はどういうふうになっているのでしょうか。ZEH基準とそれから再エネ義務化と説明義務、それぞれ違反した場合どうなるのか知りたいのですが。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

再エネのほうは本当にその条例で作っているものなので特に罰則等を設けているわけではありません。ほかの県でも例えば京都府さんとか群馬県さんとか条例をもう施行されているところもあるのですが特に罰則までは設けてはいません。

(建築住宅課 佐々木課長)

建築基準の適合強化の部分ですが、ZEH水準の適合義務化の部分でございますが、そちらにつきましては現在の4月1日に施行されました省エネ基準適合義務化と同じスキームでの義務化になりますので、建築基準法で言うと確認申請で担保することになりますので、ZEH水準の基準の義務化が施行された場合には、その仕様で設計をしていたかしないと確認申請書が交付されないということになります。万が一、基準に適合しない場合には建築基準法に基づく違反の処分の対象になる可能性もあると思います。

(江口委員)

ちょっと確認したいのですが、東京都も義務化になっていますよね、ソーラーの関係。この間も出来たのですが、出来たばかりのときにソーラーなんていう話があったのだけでも、あれは大丈夫なのですか。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

東京都は住宅を供給する側に条例がかかっていますので、例えばハウスメーカーが年間で供給する中で何%という線引きで義務化しているんですよ。なのでハウスメーカーとかが住宅を供給する側が自分のところで作ったお家の中で、いっぱい載せている家もあれば全然載せていない家もあるのですが、その中で目標をクリアしてねという特殊な条例なのです。東京都は。

(江口委員)

ああ、そうなんですか。CO₂の削減化って、うちの会社がCO₂の削減をしていますよと似たような話になるので、そうするとOKなのですか。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

東京都の太陽光条例はそういうかたちですので、ただ全体に業界さんに義務化する中でそこは量を増やしていくという考え方です。長野県の今回のものは京都府さん、群馬県さんと同じかたちなのですが、やはり施主さんをお願いするというかたちになります。

(板谷委員)

先ほどの義務化の話なのですが、ZEHのほうは確認申請が下りなくなるという効果が出てくるわけなのですが、先ほど憲法、法律のところで、合理性の基準のうち手段の相当を満たすだろうと書いてありましたが、そもそも国の基準に2年先駆けてやるというのは理念とか哲学としてはもちろん賛成するのですが、2年先にやらなければいけない立法事実はあるのかどうかというのが。もし何か裁判を起こされたときとかに絶対問題になるように思うのですが、国の規制よりもさらに先駆けてそこを義務化しなければいけない何か立法事実とかあるのですか。

(武者会長)

いかがでしょうか。

(建築住宅課 佐々木課長)

建物の基準の強化の部分でございますが、国は遅くも2030までと言っているわけですが、長野県としましては、長野県ゼロカーボン戦略の中で2030年までに新築住宅についてはZEHにするということを目標として掲げているところです。その目標に向けてしっかりと取り組んでいくために長野県独自にやっていることで。その前倒しする期間につきましても、長野県としてはできるだけ早期にそれに取り組むことを県民の皆様にもしっかりと説明し、お願いをして改正をしていきたいと考えているところでございます。

(武者会長)

今の御回答はどちらかというとそういう理念とか考え方はよく分かるのですが、そういう義務化の法的な根拠は大丈夫ですかというような御質問だったかと思うので、その辺は大丈夫そうですか。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

法律ですとか、目指す方向性の中で同じ方向性のことをやっていって、建物性能の話なんですけれども、それをやっていって、課長から話がありましたけれども前倒ししたほうが県民のためにメリットになるということを前提として考えているということによろしいかと。

(武者会長)

なるほど。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

その家を作ると何十年も関わるわけで、できるだけ建物性能がいいほうが県民の皆さんにメリットになると思います。それを早めにやるほうがよりいいでしょという考え方でやっています。

(武者会長)

はい、佐々木課長さん。

(建築住宅課 佐々木課長)

先ほどすみません。説明が十分でなくて申し訳ありません。法律の根拠としましては、建築物省エネ法の第2条の中に地方公共団体が条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるという規定がございまして、その規定に基づく強化ということになります。長野県地球温暖化対策条例に法律に基づく委任条例の位置付けを持たせることになっております。

(武者会長)

はい、今の説明でよろしいですかね。私も納得しました。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。辻井委員さんから。

(辻井委員さん)

ZEH水準に関しては私も本当に賛成でして、多少はやはりお金がかかってしまうのですが、そこまで高額にならずにこの性能を達することができますので、ZEH水準に関しては賛成ですが、今現在、こちらのほうに補助金、9ページですか、その他のところに、新たに補助金を出した場合にすでに建てている方との不公平性みたいな話もあって、私もそう思います。今ある補助金は太陽光を載せずにZEH水準を満たしただけでは

本当に少額で、他に県産材や見学会などいろいろな付加条件があったり、また子育てグリーン補助金に関しても第三者認定を取らないとであったりして大きな金額はもらえないような状態になっているので、今後その基準を満たしただけで補助金が出るとなると、ちょっとなど。現在より更なる上の水準ではないので。

また300㎡以上の再エネ設備の設置義務化のほうは、実際、300㎡以上の施設の物件で再エネ、いわゆるソーラー設置の検討の説明をさせていただいていたのですが、その分の追加の費用負担というのはやはり大きいものなので、メリットを感じていただきづらく、例えば、前もちらっとお話しさせていただいたように、本当にエコなのか、リサイクルの部分とか廃棄の部分まで含めてエコなのかっていう話が始まってしまったりとか、あとは売電価格も上乘せがなくなってしまったりとかしている現状ですと、それは結局最終的に買い替えやメンテナンスという部分を含めていくとどうしてもそこで採算がとれるものではないんじゃないかと、あとは蓄電池の今のコスト高というのを入れていくと、私も行き詰まることが多いもので、これが義務となると、どう説得していこうというのは正直私も不安なところです。設計者の設置義務ではないのかもしれないのですが、再エネは金額が大きく乗る話なので、理論的にもきちんと説明ができる状態にさせていただかないと設置義務で「はい」とはやはり言いづらいというのが私の正直な意見です。

(武者会長)

ありがとうございます。再エネ設備よりZEHのほうがかなりハードルが高そうだというお話ですが、いかがでしょうか。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

たぶん、辻井委員さんは再エネを推していただいているのではないかと、今の話だと思うのですが。

(辻井委員)

推してはいない。私もちょっと悩む部分もあるのですが、一応やはり国として方針としてやってきているので、一応勧めてみることはしているという。推してはいない。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

推してはいないけれども、やはり今までのこういう、ちゃんと説明していただいて、施主さんも検討していただいたということです。それを今度、やはり今目標になっているので、太陽光のパネルを設置したライフサイクル全体でどういうふうなカタチになってくるのか、もちろん廃棄の問題ですとか、特に300㎡以上ですと大きな家になりますので、事業所ですとかマンションですとか、そういった部分は結構難しいと思います。あとは、本当に大変だと思いますけれども、その部分を県としてもしっかりと材料をお示しして、県の方針としてこういうカタチになりますというのを理解してもらえよう取り組みをしっかりと、もちろん設計者側の皆さんとも連携しながら、これがこのままの条例になったとすればそういったスキームを作っていくということではないかと思っています。

(辻井委員)

それをしっかりとしていただかないと、住宅においても説明はしていて、住宅であれば再エネ設備無しだと多くの補助金は対象外ですよみたいな話も含めて推すことはできるのですけれども、施設となるとそういう補助もないのでなかなか難しいなというのが正直なところなので、そこをきちんと用意していただければと思います。

(武者会長)

昨今はあれですよ。消費者側も結構、普通にライフサイクルコストとか言うようになってきていると思うので、その辺は是非、御準備をお願いできればと思います。ほか、いかがでしょうか。はい、江口委員さん。

(江口委員)

今のと関連するのだけれども、国交省が市営住宅、町営住宅、これをZEHに向けた指針ですべてやれとやっていますけれども、現実、うちの市では今年そこまでやらなかったです。義務化になってないから。これは役所がやらないで、我々民間だけでやれと言ったって進んでこないで、その辺はどうか、役所も分かってもらわないと進まないのではないかなと私は思っております。

それともう一つが、吉田さんのところのというか、大工さんたち、今回冊子なんかが、補助金のやつありますよね。ああいう申請が面倒くさいからやらないということで申請していない人たちが結構いて、大工さんたちに頼んでも、これは省エネの話なんかは全然通じない現状、こういったものが職人さんたちができないのだったら誰かが変わりにやってやれる制度だとか、そういったことを教育する。施主さんに対しては補助金がいっぱい出ていますけれども、今、作り手に対しては全然教育的な補助金というのですかね、業務のなんかっていうのが進んでいないと思うので、是非ともやっていただきたいなと。私は今、個人的に先ほど辻井委員さんの話に出た再エネの話ではないですけれども、建築コストが上がったものですから、最初の段階で再エネのなんかをやられても難しいと。コストが上がりすぎちゃうというようなことで、リースでできないかというようなことで今働き掛けています。だからそういったことが今メーカーのほうでもいろいろと考えてくれたりしているので、それでももっと対応しながらやっていくような状況になってほしいなと思っています。

(武者会長)

ありがとうございます。3点くらいですかね。公営住宅をやってらっしゃっているという話と、施工側へのサポートですかね。あと技術の話ですか。この辺りいかがでしょうか。もしお答えいただければ。

(公営住宅室 堀田室長)

公営住宅室でございます。御質問ありがとうございます。昨年、江口委員さんからもこの辺について、アピールが大事なのではないかと御指摘をもらいましたので、ちょっと今の御質問と関連するのですけれども、ちょうど最近で言いますと大町に社（やしろ）団地

というのがありまして、そこのリフォームを行いました。これはZEH基準に達するというかたちで、ZEH基準のオリエンテッドになりますけれども、そういう外壁性能を上げたいと、事例を写真付きで具体的に数値を入れながらちょっと紹介させていただきます。この場をお借りして紹介させていただこうと思います。

県営住宅の場合は、昨年度もお話ししたのですけれども、「5Rプロジェクト」と言いまして、5つのRですね。ReformだとかReconstructionとかいろいろなRの頭文字を取っていろいろな再エネ整備を進めているのですけれども、その中で、例えば市町村の共同建て替え事業とかあるいは今私が言った大町の団地ですけれども、こういったものについては、数字をお示ししながらやっていくとか、あと優遇者に対してですね、当然、県営住宅は家賃に反映されて上がっちゃうかたちなので、それを御理解いただくために必ずこのリフォームとか建て替えにあたっては入居者を対象に複数回にわたって説明会をさせていただきます。その際に家賃は若干割高になりそうなのだけど、その代わり、メリットとしては、これだけ断熱効果があって夏は涼しく、冬は暖かいとかですね。その辺の説明を具体的にしながら御理解を得るかたちで今進めているところでございます。

あと市町村営の住宅のところにつきましては、我々実施自治体ではないのですが、ちょうど明日ですね、市町村と公営住宅の担当者との会議がございますので、やりとりをして、役所が作るものは、まず役所から。それは民間の人だってやらないでしょというのは確かに御指摘どおりなので、我々は強制的なお願いということはできないのですけれども、あくまでもそういったお話をいただいたもので、その辺を紹介させていただきながら市町村のほうにもできるだけそれに対して環境、ゼロカーボンに向けた取り組み、これをしっかりとやっていただくようにちょっとそんな感じでやらせていただきたいと思います。以上です。

(武者会長)

ありがとうございます。では続いて。

(建築住宅課 佐々木課長)

2点目の県内の中小工務店に対する支援の関係でございます。私ども信州健康ゼロエネ住宅指針を策定して以降、建築士会さんにも大変お世話になっているのですが、建築関係の事業者の皆さまの協力のもとですね、普及促進協議会を立ち上げてございます。それで技術的な支援ができるような体制を整備してきたというところでございまして、特に県内の規模の小さな事業者の方のZEHへの対応がまだまだ進んでいないという状況もある中で、技術力、価格競争力の強化が必要だと考えておりまして、その支援としまして令和6年から長野県は独自に「ZEHスタートBOOK」というものを作らせていただきました。2地域から5地域までその仕様どおりに作ればZEHが出来上がるというようなテキストを作らせていただきまして、関連団体の皆様に御協力をいただきながら御紹介させていただいているところでございます。ただそういう講習会になかなか参加が難しいという方もいらっしゃる中で、今年度は新たな取り組みとしまして動画を作成したいと思っています。どこまでのものができるかというのはこれからになるのですが、例えばそういう講習会に参加する時間がなかなかない方が現場で施工方法等を確認したいときにスマホさえあれば

どこにいても断熱材の納め方、気密シートの施工の仕方、そういったことが確認できるようなものを目指して本年度中に作成を完了して配信してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

(武者会長)

はい、よろしいでしょうか。

(ゼロカーボン推進課 平林課長)

リースの関係なのですが、例えば太陽光のリースですと、長野県としてはリースですとか、発電のパネルを設置してもらって、その後消費者に買い取ってもらうP P Aの仕組みですとかそういったもので初期費用がかからないモデルを事業者さんと連携しまして、施工事業者さんは県内事業者という条件を入れて、県として、これは補助金を入れているとかそういうわけではなくて宣伝をするだけなのですけれども、その推進をするような取り組みをしていますので、そういったものを合わせて普及していきたいと考えているところでございます。

(江口委員)

メーカーが少なすぎるかな。

(武者会長)

という、いろいろ県のほうも取り組んでやっていることですので、いいですかね。

(江口委員)

課長さんもさっきおっしゃってたように国でやっていることはいいと思うのだけれども、性能のことを知らない人たちが、例えばの話で断熱材は100ミリ入れればいいんだと思っている方で、16キロから20キロ、22キロがこの地域で必要なのかということが分からない技術者の方々が結構いらっしゃるものですから、やはりそういった勉強会をちゃんとやらしてもらわなかったら、私はユーザーにそのまま跳ね返ってあそこの会社でやっていることはおかしいでしょというような話になっちゃうと思うので、そういうのももう少し何とかできる方法というのはないのかなという。私ももしか悪い部分、やってなかった。もっと進めなければいけない部分ってあると思うのですけれども、なかなかそういったことに対して、性能に対して分かっていただけないということが例かみたいになっちゃう可能性もあるものですから、それを言いづらい部分もあるのですけれども、そういったことも今後はもっと必要になるのではないかなと思ってます。

(武者会長)

よろしいですかね。

(辻井委員)

先ほどの「Z E HスタートBOOK」はよくできていて私は現場に持っていき大工さん

たちに、何かあったらここを見てねという話ですごく便利に使わせていただいていたいて、何度もいただいて帰ってしまっているのですけれども、理解している人には必要ないかもしれないけれど、そうではない人たちに是非とも、それこそ大工さん方にも行き渡っていただきたいなど。詳細部の内容が分からないといったケースがやはりありまして、これを持っていったら、ここはこうだよという説明がしやすく是非とも分散して配っていたらいいなと思いました。いろいろと助かっています。

(武者会長)

はい、ありがとうございます。あまり審議会で褒めるというところがないため。ほか、よろしいでしょうか。どうぞ、吉田委員さん。

(吉田委員)

施工のほうから先ほど出たのですが、これは質問ではないのですが、やはり、今回の条例改正案を見ると現場への負担というのが非常に増えると感じています。ただでも結構今年からの基準法の改正であるとか省エネ義務化というようなことでこういう条例改正案、非常に評価できるところは多々あるのですけれども、やはり負担はやはり現場に行くかなと思いますので、先ほどより出ていますように、講習会だとか還付体制、そういうところは重ねてですね、お願いをさせていただきたいと思っています。以上です。

(武者会長)

この点何かありますか。

(建築住宅課 佐々木課長)

私どももこれから十分な説明をしていく必要があると思っておりますので、環境部と建設部で連携してしっかり行ってまいりたいと思います。また関係団体の皆様にも御協力をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(武者会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、この件についてはこれで終わりたいと思います。

ちょっと時間がやや押しておりますので先へ急ぎたいと思いますけれども、会議事項の3番目「県営住宅家賃の過大徴収について」ということで事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(公営住宅室 堀田室長)

長野県公営住宅室の堀田と申します。私からは、残念な報告で申し訳ないのですが、本年2月に記者会見を行い公表させていただきました県営住宅家賃の過大徴収の2点につきまして、御報告をさせていただきたいと思います。その前にこの件につきまして県民の皆様にも多大な御心配と御迷惑おかけいたしましたことを、この場をお借りしましてあらためてお詫び申し上げたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。それでは着座

にて説明させていただきます。

お手元の資料3の1ページ、2ページの2枚ものになっていますけれども、1ページのほうをお願いしたいと思います。

1点目は、収入認定の誤りにより、県営住宅家賃を過大徴収していたという事案になります。県営住宅の家賃は毎年度、世帯ごとに入居者の収入と入居されている住宅の規模等に応じまして算定しているところですが、昨年6月ですが、国交省から事務連絡の通知による注意喚起がございました。このことを踏まえまして、本県でも取扱いを確認した結果、親族に扶養されている県営住宅の居住者が70歳以上で、かつ所得が48万円以下である場合に適用される所得控除がありまして、世帯の年間収入から10万円の控除ができるのですけれども、これにつきまして、名義人、県営住宅の契約者に当たりますけれども、名義人の一部を控除対象から除外したことによりまして、家賃を高い額で徴収していたものでございます。この控除漏れに伴う家賃の過大徴収の状況ですけれども、資料3の1の（1）にございますとおり、平成26年4月分から令和6年12月分までの合計で延べになりますけれども76世帯、910万円余りになります。この表ですけれども、平成31年4月分から令和6年12月分と、平成26年4月分から平成31年3月分までとで分けている理由ですが、各世帯から毎年10月1日現在で申告をいただいておりますが、その収入申告書は紙ベースで提出していただいております。課税所得証明書を付けていただきますが、この保存期間というのが5年間ということですので、平成31年3月以前のものについては、2ページ目のプレスリリースにも書かせていただきましたけれども、申し訳ないのですが、御本人様あるいは亡くなられた方につきましては、その相続人の方から申告をしていただくという方法を探らせていただきました。その結果、2つのように分けさせていただいております。

2点目の誤りは、減免認定の誤りによりまして県営住宅家賃を過大徴収していたという事案になります。生活保護法に基づく保護の基準に相当するものとして知事が定めている額があり、これを免除基準額と言っておりますけれども、この免除基準額以下の世帯のうち高齢者世帯等の減免につきまして、例えば障がいをお持ちの方がいらっしゃるとか子育て世帯とかもあるのですけれども、そういった高齢者世帯等の減免につきまして、中信地区のとある建設事務所がこれまでと異なる減免率を適用したことによりまして結果的に家賃を過大徴収していたというものになります。令和6年度だけなのですけれども、資料3の1ページの1の（2）にございますとおり、昨年4月分から本年1月分までの合計で81世帯で約230万円余りの過大徴収となっております。

次に、これらの2つの誤りの原因ですが、資料1ページの2に記載させていただいたとおり、いずれの場合も、本庁がこれまで法令の解釈ですとか取扱いに関する基準あるいは手順につきまして、通知やマニュアルなどできちんと明確にしてこなかったことによりまして今回の家賃算定の取扱いに差が生じたということが主な原因と考えております。そのほか非常に申し上げづらいのですが、こうした誤りが長期にわたって表面化しなかったということは、県の組織上の問題もあったのではないのかとの認識を我々はしております。

次に、今後の対応でございますが、資料1ページの一番下の3に記載させていただいたとおり、関係機関と協議の上、必要な規則等の改正を行ってまいりたいと考えております。具体的には、1点目の収入認定の誤りによる家賃の過大徴収につきましては、親族に扶養されている県営住宅の入居者が70歳以上でかつ所得が48万円以下だった場合に適用

される所得控除につきまして、その取扱いを内規で明確化したいと考えております。これは収入認定等に関する実施要領になるのですけれども、この実施要領を一度改正して名義人であろうがなかろうが控除対象とする旨をきちんと明記したいと考えております。

2点目の減免認定に関わる家賃の過大徴収につきましては現在、免除基準額以下の世帯の減免率というのは県営住宅に関する規則というもので規定しております。その中で、知事が特に認める減免対象世帯に該当するものとして減免率を適用しているのですが、このたびの事案を契機として、そもそも現行の減免制度が現在の社会情勢ですとか県営住宅の入居者の実態にきちんと適ったものになっているのかということも含めまして、しっかりと検証した上で必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。このため現在、建設部だけではなく、総務部ですとか健康福祉部、さらには実際に減免認定の事務を担っている県住宅供給公社、こういったところと共にプロジェクトチームを立ち上げて検討を進めているところでございます。

最後に資料2ページには、このたびの県営住宅の家賃の過大徴収の件につきまして2月10日になりますけど、公表させていただきましたプレスリリースを添付させていただきました。今後は、法令解釈の徹底ですとか規定の明確化などをしっかりと行って、このようなことが2度と起きないように、再発防止に努めてまいり所存でございます。説明は以上でございます。

(武者会長)

御説明ありがとうございました。この件について、何か委員さんのほうから御意見、御質問等あるでしょうか。よろしいでしょうか。このような事案があったということで再発防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは次に4番目にいきたいと思ひます。「令和6年度住宅市場動向調査の結果について」事務局から御説明をお願ひしたいと思ひます。

(建築住宅課 泉建築企画係長)

事務局の建築住宅課建築企画係の泉と申します。よろしくお願ひいたします。私からは資料4「令和6年度住宅市場動向調査」結果概要について御説明させていただきます。

こちらは国土交通省で実施しました調査の結果でございますけれども、7月18日に公表されました。下の調査の概要を御覧ください。調査対象につきましては、令和5年度中に住み替え、建て替え、リフォームを行った世帯を対象としまして、以下に掲げる種類別に調査を行っております。調査項目につきましては、住み替え、建て替え前後の住宅、その住宅に居住する世帯の状況、住宅取得等の資金調達の状況等になります。

次のページから参考1から参考4までになりますけれども、そのうち注文住宅につきましては、対象区域については全国、その他は三大都市圏というようになっておりますので、長野県にそのまま当てはまらないところもございますが、これを御紹介させていただきたいと思ひます。

参考1につきましては、住宅購入資金(リフォーム資金)の平均値と中央値になります。注文住宅の世帯が平均値、中央値ともに最も高い状況になっております。

それから参考2、耐久消費財の合計金額の平均値と中央値になりますけれども、耐久消費財につきましては、家具類、家電類、車両類等を見まして住宅購入とあわせてこういったものを購入されたかどうかというところになりますけれども、車両類を購入された場合ですね、家具類とか家電類に比べると高額な自動車が含まれておりますので、住宅状況にあわせて自動車を購入したか否かが大きな要因となっております。中央値になりますと注文住宅、分譲戸建住宅、分譲集合住宅に入居した方がおおむね100万円前後で、それ以外の方が50万円程度という状況になっています。

次のページの参考3になりますけれども、住宅ローン減税適用の住宅区分でございます。住宅取得の際には多くの方が住宅ローンを御利用されているかと思っておりますけれども、住宅の区分とその環境性能によって最大控除額が異なっています。①の認定長期優良住宅と②認定低炭素住宅が、最大控除額が最も高い費用になりますけれども、注文住宅、分譲戸建、分譲集合住宅につきましては、認定長期優良住宅の取得が最も多い状況となっています。

参考4につきましては、子育て世帯、若者夫婦世帯の割合でございますけれども、注文住宅および分譲戸建住宅の取得者のうち半数以上が子育て世帯となっています。また若者夫婦世帯の割合につきましては、既存集合住宅および民間賃貸住宅で高い比率となっています。以上が結果の概要になりますが、内容の分析がこれからはなりますけれども、年度に予定してございます長野県住生活基本計画の見直しに当たって参考とさせていただきたいということで御紹介させていただきました。説明は以上になります。

(武者会長)

ありがとうございました。この件について何か御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうかね。こういう住宅事情の現状を踏まえて、来年度からですね、住生活基本計画ですね。はい、こちら結果を踏まえまして是非またこういう感覚をもって我々も計画を考えたいと思います。ありがとうございました。

それでは今日は以上で、議事はこれで終わりたいと思います。皆さん御協力をありがとうございました。では、事務局にお返ししたいと思います。

(建築住宅課 大林企画幹)

ありがとうございました。それでは事務局から連絡事項をお願いいたします。

(建築住宅課 泉建築企画係長)

それでは連絡事項を説明させていただきます。令和7年度の住宅審議会につきましては、本日を含めまして3回を予定しておりまして2回目は10月から11月頃、3回目は年明け2月から3月頃で計画したいと考えております。次回の2回目につきましては、今日の議題にもございました長野県耐震改修促進計画の見直しの状況、新築住宅ZEH水準適合義務化等の検討状況の御報告。それから、先ほどから話に出しております長野県住生活基本計画令和8年度見直しということでございまして、本年度中に住まいの県民アンケートの調査を実施したいと考えておりますので、こちらのほうのアンケート項目につきまして皆様から御意見が頂戴できればというふうに考えております。

第2回の審議会の日程調整につきましては、すでに委員の皆様に御照会させていただい

ておりますので、開催時期につきましては早急に御連絡させていただきたいと思います。
以上になります。

(建築住宅課 大林企画幹)

本日は武者会長様をはじめ委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただきありがとうございます。また、これまで熱心な御議論また貴重な御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、閉会にあたりまして建築住宅課長の佐々木からごあいさつを申し上げます。

(建築住宅課 佐々木課長)

本日はお忙しい中、御出席をいただき、また貴重な御意見をいただき誠にありがとうございます。各議題とも委員の皆様から頂戴いたしました御意見を今後の具体的な取組みに反映してまいりたいと考えております。実効性のある取組みが図られるように引き続き委員の皆様の御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。本日はありがとうございました。

(建築住宅課 大林企画幹)

それでは以上をもちまして当審議会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。